

下記工事に関する入札説明書を提示する。

1. 契約番号

5 0 3 1 0 0 0 1 2 4

2. 工事名

第 2 - 1 配水場更新工事（機械設備）

3. 本工事入札に関して特に定める条件

本工事入札にあたり低入札調査基準価格及び失格基準価格を適用する。最低価格入札者が低入札調査基準価格を下回り、かつ失格基準以上の価格で入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。

碧南市ホームページ記載の「碧南市低入札価格調査等実施要領」を確認すること。

(1) 低入札調査基準価格

低入札調査基準価格は、次に掲げる額の合計額（その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、1 , 0 0 0 円未満を切り上げた額。以下同じ。）とする。

ア 機器単体費の額に 1 0 分の 9 . 0 7 を乗じて得た額

イ 直接工事費の額に 1 0 分の 9 . 7 を乗じて得た額

ウ 共通仮設費の額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額

エ 現場管理費の額に 1 0 分の 8 . 5 を乗じて得た額

オ 一般管理費等の額に 1 0 分の 4 を乗じて得た額

(2) 失格基準価格

低入札調査基準価格を下回った入札のうち、次に掲げるいずれかに該当する入札は失格とする。

ア 入札価格の積算内訳である機器単体費の額が、予定価格算定の基礎となった機器単体費の額に 1 0 分の 8 . 5 7 を乗じて得た額未満である場合

イ 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に 1 0 分の 9 . 2 を乗じて得た額未満である場合

ウ 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に 1 0 分の 8 . 5 を乗じて得た額未満である場合

エ 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算定の基礎となった現場管理費の額に 1 0 分の 8 を乗じて得た額未満である場合

オ 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に 1 0 分の 3 . 5 を乗じて得た額未満である場合